

(5) 織田信長朱印状

〔天正八年（一五八〇） 長岡兵部大輔（藤孝）・中川瀨兵衛尉（清秀） 宛〕

就大坂赦免、尼
崎矢留事、令同
心候、彼退城不可有
程候条、其内可矢
留候、但此方付城
所々人数不相甘、
番等之儀者、弥堅
可申付事專一候也、

四月四日 信長（朱印）

長岡兵部大輔殿
中川瀨兵衛尉殿

読み

大坂赦免について、尼崎矢留の事同心せしめ候、彼退城程あるべからず候条、其の内矢留すべき候、但し此方付城の所々人数相甘（くつろげ）ず、番等の儀はいよいよ堅く申し付けるべき事、専一に候也、

四月四日 信長（朱印）

長岡兵部大輔（藤孝）殿
中川瀬兵衛尉（清孝）殿

大坂赦免について（信長が）尼崎の停戦について同意し、尼崎からの退城がほどなくおこなうので、その間は停戦しなさい。しかしながら（こちらの）付城の所々に置く人数は気を抜くことなく、守備のことは固く行うように申し付けます。しっかりと心がけなさい。

「大坂赦免」とは長く続いた大坂の石山本願寺と信長との抗争についての和睦（天正八年三月）のことで、その直後の状況を示しています。尼崎の付城を守る長岡兵部大輔（藤孝）と中川瀬兵衛尉（清秀）に対し、石山本願寺との和睦によって本願寺側が尼崎から撤退し明け渡すことになっていましたが、信長は警護を厳重に続けるよう指示しています。いわゆる「石山戦争」の終結時の様子を伝える貴重な史料です。